

小平市教育委員会議事録（甲）

——6月定例会——

令和3年6月17日（木）

開 催 日 時 令和3年6月17日（木） 午後2時00分～午後3時59分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員

説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事
島田秀幸 文化スポーツ課長
小川望 文化スポーツ課長補佐

書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会6月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、古川

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（８）及び議案第８号から第１０号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

（１）令和３年度東京都市町村教育委員会連合会第６５回定期総会について、三町教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項（１）令和３年度東京都市町村教育委員会連合会第６５回定期総会について、ご報告いたします。資料No.1をご覧ください。

５月３１日金曜日、定期総会が書面開催され、５件の議案の審議が行われました。議案第１号及び第２号の令和２年度事業報告及び歳入歳出決算、議案第３号の東京都市町村教育委員会連合会会則の一部改正、及び議案第４号及び第５号の令和３年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきましては、いずれも承認されました。

また、表彰も行われ５名が表彰されました。当市から森井良子前教育委員が役員表彰を授与されました。

報告は以上でございます。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

（事務局報告事項）

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1)小平市立学校教職員の新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から6月16日水曜日までに、市立小学校に勤務する教職員1名の感染が確認されました。濃厚接触者はおりませんので、学校では教育活動を継続しております。

新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりません。

東京都における緊急事態宣言が20日に期限を迎えますが、学校においては、今後も基本的な感染症予防策の徹底及び教職員等の健康管理の徹底を図るなど、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(2)市議会4月臨時会、5月臨時会及び6月定例会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2)市議会4月臨時会、5月臨時会及び6月定例会について、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、ご報告いたします。

はじめに、4月23日及び5月14日に市議会臨時会が開催されました。

5月18日には総務委員会が開催され、市議会5月臨時会で上程されました、教育費を含む令和3年度小平市一般会計補正予算(第4号)が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

次に、6月市議会定例会でございますが、資料No.2をご覧ください。

市議会6月定例会は、6月8日から30日までの会期により、開会中でございます。

はじめに、6月8日の初日には、令和3年度小平市一般会計補正予算(第4号)が、賛成多数をもって、可決されました。

続いて、正副議長の選挙が行われ、議長に松岡あつし議員が、副議長には山岸真知子議員が就任されました。

また、常任委員会委員の改選等も行われました。翌9日から11日までの3日間には一般質問が行われました。一般質問は26人の議員から66件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、17件ございました。

16日には生活文教委員会が開催され、小平市立小平第八小学校増築校舎賃貸借についての事務報告を行いました。

○古川教育長

次に、(3)小平市特別支援教育推進委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(3)小平市特別支援教育推進委員会設置要綱の制定についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

本年3月に、「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」を策定したところですが、計画の推進のため、このたび設置要綱を制定し、小平市特別支援教育推進委員会を設置することといたしました。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明をさせます。

○中村教育施策推進担当課長

資料No.3に沿ってご説明いたします。

本要綱は小平市における特別支援教育を推進するため、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障害児関係団体の代表者に等により構成される委員会を設置するためのものがございます。

2の委員会での検討事項ですが、設置要綱第2条のとおり、小平市特別支援教育総合推進計画の策定に関すること、計画の進行管理に関すること、そのほか特別支援教育の推進に関し、必要な事項に関することとございます。

3の委員会の構成ですが、学識経験者、各機関の代表者、市民公募委員など、14名以内をもって構成しております。

4の委員の任期ですが、2年としております。

5の施行期日は、令和3年7月1日としております。

6の今後の予定でございますが、7月から8月にかけて市民委員の公募、選考を行い、9月及び2月に委員会を開催する予定です。

7、その他にありますとおり、本委員会は従来設置しておりました特別支援教育連絡会、特別支援教育連絡会実務者部会、特別支援教育専門家委員会及び特別支援教育総合推進計画検討委員会を整理・統合し、設置するものとなります。

○古川教育長

次に、(4)令和2年度小平市立公民館事業実績について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(4)令和2年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

公民館では、令和2年度も公民館事業計画に基づき、全館で様々な講座を実施するとともに、講演会、音楽会等を開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を多大に受けた1年でしたが、市民の皆様が自主的に学習するきっかけづくりや活動の場を可能な限り提供するとともに、学習活動を通じた地域の交流やコミュニティづくりを支援してまいりました。

資料の1ページの概説に各事業で取り組んだ内容を、4ページ以降には講座や講演会等、具体的な事業の実績や利用状況等を記載しております。

詳細につきましては、季高中央公民館長から説明させます。

○季高中央公民館長

資料No.4の令和2年度小平市立公民館事業実績につきまして、1ページから3ページの概説を中心に説明いたします。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度末の令和2年3月2日から6月8日まで臨時休館としたことなど、様々な影響を受け、当初計画しておりました講座、イベントなど、全てを実施することは大変難しいと判断いたしまして、約5割の事業実施を目指していくことといたしました。

そのような状況の中、全国公民館連合会のガイドラインや都の示すロードマップなどを踏まえ、予定されていた講座は内容の変更や実施回数の見直しなどを行い、可能な限り感染対策を講じた上で講座を開設し、公民館11館におきまして、62コース262回の講座、学級を開設いたしました。応募者につきましては1,972人、受講者数は1,155人でした。

1ページ目に記載の講座、学級の(1)から(7)までの講座につきましては、一部を除き中央公民館及び分館10館の公民館事業企画委員会で令和元年度に企画され、令和2年度に開設された講座でございます。

(1)の地域支援講座は、市民の教養や知識の向上を図るとともに、地域課題や地域連携など、幅広いテーマを学習内容として実施いたしました。

(4)の子育て支援講座は子育て中の親への育児に関する学習支援や、孤立の解消、仲間づくりなどを目的として、また(5)のジュニア講座は小・中学生を対象に実験や工作、文化等の体験学習活動を通じた仲間づくりや交流の促進、知識の向上、興味関心のきっかけづくりを目的として実施いたしました。これらの講座のうち、公民館事業企画委員会で企画された講座への応募者は1,661人、受講者は961人でした。

公民館事業企画委員会で企画された講座のほかに、シルバー大学短期講座、国際理解講座、憲法講座、女性向けセミナーなどを実施いたしました。それらの講座への応募者は311人、受講者は194人でした。

次に、2ページ目に記載の事業、講演会や音楽会、映画会でございます。ふだん公民館に足を運ばれない方にもお越しいただける事業として、タイムリー講演会、親子体操教室、親子を対象とした音楽会を実施いたしました。

例年公民館まつりで実施しておりました、まつり、講演会などにつきましては、まつりの中止

に伴い、一部の館を除いて中止といたしました。

また、「みんなでつくる音楽祭 in 小平」につきましては、実行委員会と実施に向けて調整を重ねた結果、例年どおりの開催は見送り、ホームページに動画や画像を公開いたしました。そのほか、各公民館まつりや中央公民館サークルフェアにつきましては、中止といたしました。

3 ページに記載の土曜子ども広場「友・遊」では、子どもの居場所づくりを目的として、地域のボランティアの方や公民館の利用サークルの方に講師となっただき、主に小学生向けの様々な体験メニューを提供いたしました。

4 ページ目以降につきましては、講座などの各種事業の実施でございます。また、26 ページ以降につきましては、利用時間別などの公民館利用状況を記載してございます。

最後に、昨年度の全11館の利用者数は18万1,004人ございました。

○古川教育長

次に、(5) 令和2年度小平市立図書館事業統計について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

事務局報告事項(5) 令和2年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

まず、統計の構成ですが、前半1ページから20ページまでが蔵書及び利用状況など、各種の業務統計を記載しております。21ページ以降は、講演会や講座、おはなし会、展示など、各種行事の事業実績を記載しております。

統計全般を通じまして、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により4月1日から6月8日までを休館としたこと、また6月9日から6月30日までは通常19時までの開館時間を17時までと短縮したことから、事業内容及び統計データにも影響が生じております。

詳細につきましては、利光中央図書館長より説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、資料No.5の令和2年度小平市立図書館事業統計について、詳細をご説明いたします。

まず、今部長からも説明がありましたように、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、年度当初から6月8日までを休館といたしました。また、再開後も6月30日までは閉館時間を17時までに短縮をしていたところでございまして、統計上に様々な影響が出ているところでございます。

1 ページをお開きください。

(2) の貸出資料数は、114万4,296冊、前年比で21万3,108点減少しております。

それから下段(4)の所蔵資料数は、約122万冊と、前年比で約6,200点増加をしております。

5 ページ下段の（2）開館日数でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館があったため、4月と5月の開館日数はゼロ日となっております。

それから、次の6 ページでございます。

月別の登録者数、貸出者数などのデータを載せてございます。休館中の4月、5月にも数字が入っている場所が幾つかございますが、こちらは業務利用といたしまして、職員が在宅勤務時に子ども向けの絵本などを借りて持ち帰り、開館後のイベントで子どもに配るための本のストーリーに即した小物などを折り紙等で作成するために利用したものでございます。

それから、ページが少し飛びますが、16 ページをお願いいたします。

リクエストの件数の記載がございます。リクエストにつきましては、開館期間が短かったため件数が減少しております。昨年度の休館の際には予約リクエストをした資料の受け取りサービスを六日間実施いたしました。休館中のサービスとしての要望が多くあり、今年度、令和3年度の休館時には予約リクエストの本の受け取りを継続して行ってまいりました。

21 ページ以降には講演会、講座及びイベント等の行事の記載をしております。例年であれば多数のおはなし会や講演などを開催してきたところでございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くが中止となりましたが、展示などを中心に開催をし、人数制限や換気などの対策を立てて、音訳者講習会などを開催するなど、行事については開催を絞って実施してまいりました。また、令和2年度は従前にはなかったものとして、リモートで行事を開催しております。

21 ページの中段に中央図書館で開催しました「START UP！レポート作成支援講座」や、25 ページのなかまちテラスのティーンズ委員会では2回のリモートの会議を開催いたしました。コロナ禍ならではの取組として、実施してきたところでございます。

○古川教育長

次に、（6）国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（6）国史跡鈴木遺跡保存活用計画策定の基本方針についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

令和3年3月26日付で国史跡に指定された鈴木遺跡につきまして、このたび、国史跡鈴木遺跡保存活用計画の策定を行うことといたしました。

詳細につきましては、島田文化スポーツ課長から説明をさせます。

○島田文化スポーツ課長

それでは資料No.6、計画策定の基本方針についてをお手元にご用意ください。

1、計画策定の背景でございますが、本年3月の官報告示により国史跡に指定されたことに伴い、鈴木遺跡を適切に保存し、確実に後世に継承するため、「国史跡鈴木遺跡保存活用計画」を

策定いたします。

2、計画の位置づけでございますが、本計画は「鈴木遺跡」の保存・管理・整備・活用に関する基本的な考え方を示し、管理・運用する上での指針とするものです。また、計画の策定に当たっては、小平市第四次長期総合計画、小平市教育振興基本計画等との整合を図るものといたします。

3、対象期間は令和5年度からとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

4、策定体制につきましては、一つとして有識者及び公募市民から成る鈴木遺跡保存活用計画検討委員会を設置し、計画内容の検討を行います。二つとして、市民からの意見・要望などの収集でございますが、計画の策定に当たっては、公募市民の参加のほか、史跡指定範囲と近隣の住民を中心とした地域懇談会の実施、また、パブリックコメントの実施により、市民から広く意見を収集するよう努めます。三つとして、庁内の関係課から成る策定調整会議を設置し、連携しながら作業を進めてまいります。

5、計画策定上の留意事項でございますが、一つとして、市議会へは、本基本方針の策定及びパブリックコメントの実施の際など、適宜報告いたします。二つとして、公開検討委員会の公開並びに会議の要旨及び会議資料等を市ホームページ等で公表いたします。

2ページ目に移りまして、6、策定のスケジュールでございますが、7月以降に公募市民の募集、選考を行い、10月頃第1回目の検討委員会、翌年1月頃に第2回目検討委員会を開催し、順次、課題整理及び計画原案の策定を行います。来年6月頃に地域懇談会を行い、素案を取りまとめて9月頃にパブリックコメントを実施するなど、令和5年1月を目途に計画を完成させる予定です。

次に、小平市国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱でございますが、委員会の検討事項、委員構成、会議の公開などを定めるものでございます。

○古川教育長

次に、(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(7)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明をさせます。

○市川教育総務課長

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは6件でございます。

うち新規申請は2件ございまして、受付番号(10)夏休みオンライン親子ふれあい工作教室です。株式会社清水建設工業が主催する事業で、オンラインツールを通じた指導により簡単な作品キッドを用いて親子で工作を行い、また動物園の楽しみ方を題材とした講演の配信を視聴し

て知見を身につけながら親子のふれあいを育むものでございます。

次に、受付番号（11）キッズマネースクールです。キッズマネースクールかがやきライフ校が主催する事業で、子どもたちがいわゆるお店屋さんごっこの中で商品づくりや販売を疑似体験して社会やお金の仕組みを学び、同時に保護者向けにお小遣いの考え方についてのミニセミナーが実施されるなど、お金の大切さや親への感謝を考えることに着目した事業です。なお、この事業につきましても、既に6月6日の実施について新型コロナウイルスの影響による延期の申出を受けており、7月3日実施に改めた形で再度承認済みでございます。

そのほかの4件につきましても、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

報告、ありがとうございました。

では、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○青木委員

資料No.4の公民館事業実績の表の見方を質問させていただきます。28ページの利用者の団体構成、男女利用状況というところですが、こちらの一番左側になりますが、上から青少年、女性、成人とあります。この女性というところの団体構成の中に男女とありますが、この団体の説明をしていただけたらと思います。

○季高中央公民館長

団体構成の内訳ですが、国の調査がございまして、そちらの区分が青少年、女性、成人、高齢者、その他となっております。ご利用いただく際の報告書に、団体がどの区分に分類されているかご申告いただいております。

ご指摘いただいた女性団体ですが、これは古いものだと思いますけれども、過去に婦人学級というものが公民館にあった名残と認識しております。そういった女性団体でご申告いただいたときに、男性の講師の方や、同じように勉強される男性の方もいらっしゃいますし、そういった方々がカウントされておりますので、女性団体の中に男性の数字が記されているものでございます。

○青木委員

表としてこのように表記してあると、見た人がとても分かりづらいと思います。団体区分がそういう申告になっている以上、仕方ないのかもしれませんが、見た人がちゃんと理解できるよう、何か説明を加えられたらいかがでしょうか。

○季高中央公民館長

ほかの会議でもやはりご指摘をいただいたことがございまして、来年度に向けて研究課題とさ

せていただきたいと存じます。

○山口委員

資料No.2の市議会定例会について質問させてください。

質問内容の5、小学校における体育着に関するルールについてです。これは肌着の使用を小平市では禁止していないという答弁になっていますが、一時期メディアなどでもかなり取り上げられて、保護者の関心が高くなった事項の一つと理解しております。

この件に関しまして、保護者に対して、学校もしくは教育委員会から何か発信したという事実はあるのでしょうか。教えてください。

○松田指導主事

肌着の着用の件でございますが、令和3年3月に教育委員会から学校に見直すよう通知を出しております。

また、学校によっては令和3年4月の学校だより等で肌着を着用してもよいと、保護者に周知している学校もございます。

○山口委員

メディアなどで取り上げられましたので、保護者の中でも非常に関心が高まっていたと思います。実際禁止していないということですが、これが取り上げられる以前の先生方の発言や今までの慣習から、肌着を着てはいけないと認識されている保護者も多かったのではないかと思います。

メディアなどで取り上げられていると、保護者の関心もそれに伴って上がります。この上がった機会に、適切に見直し、点検、確認をしていただいて、保護者に再度の情報発信をしていただくと保護者もより安心するのではないかと思います。ぜひよろしく願いいたします。

続けて、もう一つ別件でお伺いします。

質問内容9の行き場のない子どもたちということについてです。答弁の内容の(3)で、特別支援教室の利用を希望したが、指導を受けることができなかった児童・生徒ですとか、(5)で、特別支援教室への通室が適当でないと判断され、通常の学級に通う児童・生徒という話が出てきています。こういった子どもたちは、今それぞれの居場所において具体的な対策が何かされているのでしょうか。

○中村教育施策推進担当課長

通常の学級において、まず学級担任による個別の支援・配慮、また必要に応じまして学習補助員による支援等を行っております。

○山口委員

どこの場所で支援を受けるか判断が難しいグレーゾーンの子どもが今後どんどん増えてくると思います。分けられないグレーゾーンの子に対して、どのような支援を具体的にやっていくのかということ、今後積極的に考えていただきたいのと、子どもと保護者それぞれに、こういう対策があります、具体的にこんなことをやっていますという情報をもっと積極的に発信していただくと、より安心して学習に取り組めると思います。今後増えると予想されるグレーゾーンの子どもたちについての対策を、ぜひお願いしたいと思っています。

これは感想というか、要望です。次の質問内容10のところで、特別支援学級スクールバスの対象年齢が小学校3年生までになっているという話があります。これに対しては、やはり3年生以上もバスに乗せてほしい、子どもを送り迎えできないため、やむを得ず普通の教室に通わせている、支援学級に通わせるのにお母さんが仕事を休んで車で送り迎えをすることがすごく負担であるという話は、私の周りでもよく聞きます。

答弁の(1)で、教育委員会の基本的な考え方として、3年生でバスでの送り迎えは終了となっています。これは学童も3年生までで終了で、教育委員会の考え方というのはあると思うのですが、社会の在り方が何十年も前と今とでは、大分変わってきていると思います。私自身も、例えば小学校1年生の子どもに、バスに一人乗って別の小学校に行っておいでというのは、実際なかなか言いにくいと思います。

例えば、自転車の後ろに乗せていくことも、やはり子どもが2年生3年生になってくると難しいです。本当に何年か前まででしたら、子どもたちが一人で日中バスに乗ることや歩いていることが、それほど危険ではなかったかもしれないですが、今は社会や大人の質も変わってきています。教育委員会の考え方で今までは3年生が上限だったというのは理解できますが、この要望数です。もっと長い期間乗せてほしいという要望の数や推移、社会の情勢を見て、定期的にチェックして見直すようにしていただけたらと思います。

○古川教育長

今の件で、もし補足等があればお願いします。

○中村教育施策推進担当課長

現在、可能な限り自立を目指すために3年生までとしております。実際、子どもたちが一人でバスに乗る際には、個別に、距離や時間等の違いがあるかと思えます。その状況を具体的に捉えるとともに、保護者のご意見を改めて把握しながら、今後の方向性を考えてまいります。

○国富教育指導担当部長

今お話しいただいた件も含めて、現在、様々な社会的な変化の中で、家族機能が変わってきているということが大きな背景としてあると思います。かつて私が子どもの頃は、社会の様々なケア、支えがなくても、家族の中でいろんな支えがあったのですが、今そういった機能が変わって

きたことにより、公的な機関による支えが必要になってきているという現状があります。その中のバランスも考慮しなくてはいけない部分があると思いますので、そこを含めて、検討していくことが必要だと捉えています。

○丸山委員

市議会定例会の一般質問について、オリンピックの観戦について答弁がありましたけれども、ボランティアについて以前中学生を派遣するという話があったと思いますが、その状況をお教えてください。

○豊田指導主事

中学生オリンピック・パラリンピックのボランティアについてですが、昨年度中止となった後、特に情報が届いておりません。

○丸山委員

この状況なのでなかなか難しいと思います。観戦も含めてボランティア等でいろいろ中学生が体験、経験ができるのではないかと思ったので、質問しました。

5番の図書館事業統計について質問です。(2)の蔵書新鮮率というのがあります。私の感覚では、やはり図書館で新しい本を貸し出す、利用するということが多いと思います。ここの新鮮率が周辺の市町村と比べてどうなのかが気になります。ほかの市町村と肩を並べることがいいわけではありませんが、こういうところは押さえてほしいと思いました。

もう一つが(12)の団体貸出について、各小学校に調べ学習のための貸出しをしています、学校によってすごく幅があります。小平第四小学校78、小平第十一小学校2,000、花小金井小学校3,000と、かなり大きな差があるので、その状況をお教えてください。

○利光中央図書館長

図書館の蔵書新鮮率についてですが、統一された指標として、全ての図書館で出しているものではありませんが、小平の図書館としては、一つの目安として示しております。蔵書については新しいほうが、利用していただきやすい、していただくと考えております。

ただし、予算等々もありますので、常に新しいものばかりをそろえていくというのは難しいところもありますが、ここ何年も、小平市の図書館は見た目の古い本が多いというお声もかなりいただいております。少しずつですけれども、例えば、特に古いものが固まっているところに絞って、新しい本を投入することなどによって、少しずつ改善していくことを考えております。

特に、児童書でその傾向が顕著で、児童書の古い本は利用されない、借りづらいということもありますので、現時点では特に児童書に力を入れて、更新、買い替えを進めていきたいと考えているところです。

2点目の調べ学習についてですけれども、年によって各学校で利用の状況でもかなりばらつき

がありまして、令和2年度は図書館の休館があったり、学校も休業があったりということで、かなりイレギュラーな状況になっていたかと思います。表中の調べ学習の隣にある学級文庫については、感染拡大上の理由から、ボランティアの方に集まって本を選んでいただいていたのですが、密になってしまうということで、令和2年度については休止し、令和3年度は今準備をしているところでございます。調べ学習についても学校の担当者との会合などを通じて、利用の呼びかけ等も行っているところでございますが、その時々为学校側のカリキュラムとの兼ね合いもあるかと思ひます。

引き続き図書館としましても情報提供を行って、先ほどの本が古いというご指摘も関係してくると思ひますので、本も整理をしながら、呼びかけをしてまいりたいと思ひております。

○丸山委員

確かに、児童書なども本屋さんに行けば新しい本、楽しそうな本がたくさんあるので、ぜひそういう本もそろえていただきたいです。それとは別に大型絵本のような、みんなの前で読むような本もぜひそろえていただきたいと思ひます。

学校利用については、今、ICT学習などでインターネット、パソコンを使つての学習もありますが、一方で本を使つて調べるというのは、やはり大切な基本になると思ひますので、ぜひそういう情報提供等をよろしくお願ひいたします。

○三町教育長職務代理者

公民館、図書館、それから鈴木遺跡の保存活用について質問させてください。

まず、公民館事業実績ということで、先ほど説明がありましたが、昨年度はコロナの関連で、活動そのものを中止してしまつたことがかなりあつたように思ひ、受講を期待している人たちにとっては残念な1年でした。また、4月以降もそういう状況が続いていると思ひておりますので、何とか状況の好転を願ひしているところです。

その中で数字を見ていて感じたのが、講座についてです。いろんな講座が残念ながら中止になつた、あるいは振り替えたということが各公民館であり、講座が減つてしまつたわけですが、実施したものを見ると、ほとんどが応募が定員を超えている状態です。今まで、定員に満たないこともあつたと思ひますけれども、中央公民館もかなり定員を超えている状況がありますし、ほかの分館もかなり応募が多いことについて、私の勝手な類推では、講座数が少なく、応募が増えている。あるいは事業企画委員会の企画ということで、かなりニーズに即したものになつている。それぞれ考えられると思ひますが、どのように評価されているのか質問です。

15ページの視聴覚ライブラリー利用状況を見ると、今の時代に即したものは機材として貸し出されたり利用されたりしている。一方で16ミリフィルムあるいは映写機というのは、映写の講習を受けないと貸し出しができないということでした。映画会で今も利用しているのであれば必要ですが、そうでなければデータが必要なのか疑問です。あまりにも時代が変わつてきている中で、機材及びそのフィルムについて、どうお考えなのか教えていただければと思ひます。

23ページの主催講座に関するアンケート調査結果で、回収率は52%ですが、アンケートを書きいただいている方を見ると、60代以上で72%とかなり多く、受講者はある程度年齢的に高いということでしょうか。そういう意味で書かれているということは、かなり期待されていると思いますが、それに対して、そのニーズに本当に応えられているかどうか先ほどの講座との関係も含めて、どう考えているのか教えていただきたいです。

図書館に関しては、これも閉館等々あっても貸出しについてはかなり進めてこられたと感じました。その中で、さきほど蔵書新鮮率ということがありましたが、4ページの視聴覚資料の推移を見ると、映画ディスクがたくさんありますが枚数は全然変わっていない。レコードも枚数は変わっていない。図書館ですから、保存という意味合いもあるのかもしれませんが。それに対してDVDが寄贈なのか20枚30枚程度増えていますが、そういうところの関係を教えてください。

さらに廃棄が意外と少ない。しっかり持っているという意味合いです。それと実際の貸出しとの関係で、13ページのカセットテープ貸出本数の推移は年ごとに減ってきています。令和元年度まではトータルで2千数本だったものが、コロナの関係とはいえ半減していますが、この理由はなにか。カセットテープの内容にもよるのかもしれませんが、分からないので教えてもらいたいです。

最後に15ページの4の障がい者サービスの資料数について、図書館の中でも小川西町図書館が大変充実している。これは市として意図的にそういう資料をそろえているのか、特徴を出しているのか、あるいはたまたまこうなったのか、周りの地域にそういう方が居て、いろいろと提供してもらえるのか。特色を出しているのだったらいいと思ったものですから、このことについて教えてもらいたいです。

最後に、鈴木遺跡の保存活用計画策定の基本方針のところ、こういう形でしっかりと進めていただけたら、夢のある活用になると思い、それを期待しているところですが、委員会は識見を有する者及び市民のうち小平市教育委員会教育長が依頼する委員10人のうち公募4人以内ということでした。識見を有する者というのは教育長が依頼するということですが、どういう方をメインに依頼するのか。教育委員会事務局のメンバーで誰か入るのか。先ほど調整会議が庁内で置かれるということですから、庁内との関連でこの委員会のメンバーというのは、どのように構成されるのかを教えてください。

○季高中央公民館長

3点ご質問いただいたと存じます。

まず1点目の定員に対して応募が多かったことについての評価ですけれども、委員からご指摘いただきましたとおり、前半に講座が中止、変更となったことなどから、利用を楽しみにされていた市民の皆様の要求が強かったということが一つ挙げられようかと思います。また、ご指摘いただきましたとおり、事業企画委員会が発足してから5年がたちます。やはりそういった委員の皆様の方が蓄えられてきた、力がついてきたという評価をさせていただければとも考えております。

あともう一点、定員を半分にしています。部屋の利用人数がどうしても制限されてしまうことから、今回は少数の定員にしております。それに対する応募が多かったということは、これは否定できないと考えています。今後の講座の組立て方として、定員をどのように評価していくかということもこれからの課題になっております。

それから2点目の15ページの視聴覚ライブラリーの16ミリですけれども、大変貴重なものとされていまして、16ミリが観たいという方もいらっしゃることは聞いております。委員のお話のとおり、資格がないと映写機も使えませんので、貸出しがされないということでございますが、都立図書館のライブラリーにある16ミリなどもなかなか貸していただけない状況ですので、小平市にある16ミリも貴重なものとして当面の間は保存をさせていただければと考えております。

最後にアンケートにつきまして、ご指摘のとおり60代以上の方が7割となっております。(7)の受講の感想をご覧くださいますと、とても面白いという意見が一番多く、Dの講座内容を通じての意見のところでは、自分の人生をより豊かにできそう、2番目の意見としては、さらに知識や技能を深める。やはり仕事をリタイアされた後に、またさらに知識欲、学習意欲が非常に高い市民の方が多いと考えております。シルバー大学などにつきましても毎年多くの方が応募され、卒業されていきます。今後もこういった幅広い年代の皆様にお応えできるようなテーマを事業企画委員の皆様と意見を交わしながら、検討できればと考えております。

○利光中央図書館長

図書館の視聴覚資料の関係でございますけれども、全体の状況といたしましては、図書館向けの視聴覚の資料、特にDVDやビデオですが、一般向けに販売しているものと違いまして、著作権分を含んだ高い料金で販売をしているものになります。販売数も通常のDVDやビデオの販売よりもかなり限られておりますので、選定の段階において、ある程度評価が定まったものについて購入しております。

ここ近年で数が増えていないのは、特にレコードやカセットテープ等については、販売そのものがかなり少なくなっています。また、インターネットからのダウンロードがかなり増えてきていることも影響しているのではないかと考えております。

貸出し数の減少についてですが、令和2年は、館そのものが休館していた時期があり、その分は減少しているのですが、それ以上に落ち込みが激しいところです。理由として考えられることは、中央図書館では、通常であれば試し聞きをすることができるブースがございます。これが、接触感染や長時間滞在につながることから、現在もまだ休止をしております。タイトルだけを見て借りづらいというのが、利用される方にあるのではないかと考えております。

障がい者サービスにつきましては、小川西町図書館は図書館のネットワークの中におきまして、障がい者サービスの拠点館と位置づけられています。そういったことから、障がい者サービスに関する資料等を集めて所蔵しておりますので、数字にも出てきているところです。

○小川文化スポーツ課長補佐

10名以内のうちの識見を有する方、いわゆる有識者の方でございますが、考古学や環境等の大学の先生方をお願いすることになっております。また、4人以内の公募の方は市民の方からお願いいたしますが、遺跡範囲に含まれます自治会長さんにもお願いする予定でございます。

その中には教育委員会事務局職員などは含まれておりません。いずれも外部の方をお願いすることになっております。

○季高中央公民館長

1点補足をさせていただきたいと存じます。

3点目のご質問のアンケートの評価でございますが、課題点として、公民館が開催する講座を通して、その学習した学びを地域に還元していただきたいという部分、学習して地域でサークル化して活躍していただきたいという部分につきましては、アンケート結果、Dの講座の内容を通じての下から2番目で、ボランティアや地域の活動に生かせそう、この部分は回答者の1割に満たないという状況でございました。公民館などが目標とする知識の還元をどのように前へ進めていくかということが、これからの公民館の課題になるかと考えております。

○三町教育長職務代理者

公民館に関しては、コロナ直撃という中でもやはり学習したいという市民がたくさんいるということを改めて感じたところです。その中で、先ほどありました定員に関しての評価で、例えばスマホ教室も大変希望が多いが、残念ながら講座の関係でかなり定員が減っているという話もありました。事業企画委員会で話していたとおりですけれども、ニーズが多いものについては、できるだけコースを増やすなど、市民のニーズに応えられるような講座を充実させていただいたらありがたいと感じたところです。

それから公民館について、地域でまた活動をという、これはもう歴史的に公民館に課せられた課題ということで、ずっと課題なのだろうと思います。現実には、そういう意識で参加している人も少なくなっているのではないかということも踏まえながら、新しい公民館の方向性も考えていかなければいけない時期に来ていると感じています。時代の流れに合わせて、公民館の在り方の考えを変えていくことも必要ではないかと感じました。

図書館、それから鈴木遺跡に関しては理解できましたので、進めていただけたらと思います。

○古川教育長

では、ほかにございませんか。

○山口委員

公民館と図書館の事業について共通の質問です。

事務局の説明や委員とのやり取りの中から私の聞きたいことも部分的に理解できました。大き

な質問になってしまいますがお伺いします。公民館も図書館も昨年度計画していたイベントや事業が実施できなかったという中で、明確なデータや答えは出ていないと思いますが、実施できなかったことで生じた損失や、得られなかった効果をどのように捉えていらっしゃるのかが1点。さらに、いろいろな制約の中で、今までの形では実施できなくなったものがあるということを受けて、令和3年度の工夫や、令和3年度以降の検討課題など、見通しや展望があれば、ご説明をいただきたいと思います。

○季高中央公民館長

昨年の影響について、どのように考えているかでございますが、この事業実績を作成したばかりで、十分検証ができていないというのが正直なところでございます。ただ、前年度と比較して、全てにおいて数字的なものは5割を下回っているということで、かなり市民の皆様において学びの機会の損失があったということは、免れないと考えております。もう少しこの評価については、継続して研究をさせていただければと思います。

また、昨年度の中止を踏まえて、今年度取り組むことにつきましては、オンラインということ念頭に入れなければいけないと考えておまして、今年既にオンラインでの講座を2回実施して、今二つの講座が進行している状況です。また、新たにオンラインでの講座を企画しておりますが、やはり公民館に集まりたいという方のほうが多いというのを実感しております。

加えて、デジタルデバイドの解消です。どうしてもパソコンやスマホを上手に扱えないご高齢の皆様スマホやパソコン講座へのご希望は、今年度も非常に高く、三町教育長職務代理者からご指摘いただいたようにコース数を増やすなど、研究していかなければならないと考えております。

オンラインだけではなくて、オンラインとリアル融合をどのように実施していくかというのが、これからの社会教育の課題だと考えております。

○利光中央図書館長

図書館におきましては、令和2年度に一番影響があったのは、いろいろな行事ができなかった中で、特に子ども向けのおはなし会等々がほとんど中止になってしまったことだと思っています。従来は多くのお子さんに定期的に図書館で開催していたおはなし会に参加していただいて、わくわく感、ドキドキ感を持って図書館にお越しいただいていましたが、そういった期待に応えることができなかったということです。

また、このおはなし会を提供する側のボランティアの皆さんの活動の場、機会というものがなくなってしまいました。内部的な、勉強会的なものについては細々とやっていくことはできたのですが、やはり実際にお子さんと接して読み上げて子どもの笑顔を見るということができなかったところに、双方の損失があったと考えております。

令和3年度以降どうしてもいくかですけれども、一つにはオンラインでできることを進めていくことだと考えております。実際、令和2年度中もZOOMを使った行事等も行っておりますし、

令和3年度も継続していきたいと考えております。

また、おはなし会などは、表情を捉えながら直接子どもに伝えていく部分もあるかと思いますので、そういったことができるような準備等も進めていきたいと考えております。

また、全国的なところでいいますと、電子図書館の導入がこの一年間でも倍以上に増えております。電子図書館については、経費がかかるということと、電子図書館そのものにまだいろいろ課題がありまして、コンテンツ、読める本が少ないといった課題もあります。ただメリットとしましては、コロナ禍における非来館型のサービスであるということと、画面上で文字を白黒反転させたり拡大したり、音声読み上げをしたりすることができ、通常の書籍で読書がしづらい方に対しても、新しいサービスを提供できる可能性というのがありますので、広く研究をしていきたいと考えているところです。

○山口委員

とても漠然とした大きな質問でしたのに、丁寧にお答えいただいて大変よく理解できました。

たくさんお話がありましたが、今回のコロナ禍で長い間図書館や公民館も休館し、数年来見直していかななくてはいけない空気があった課題が、やはりここで大きく、本当に見直さなくてはならない機会になったのではないかと考えています。

これもデータがないのですが、今回のコロナを経験して、やはり地域で学びたい、地域でつながりたいという市民の改めての欲求、学習意欲も出てきていると思います。利用者が、今はご高齢の方がメインになっていて、その次をどうするのかということもそうですし、コロナを越えたこれからのオンラインと対面とのバランスということもそうです。やはり地域で学びたい人たちのニーズに応えられるような公民館や図書館であってほしいと思っていますので、ぜひこれを機会にスピード感を持って積極的にいろいろな事業を見直していただいたり、新しい形に挑戦していただければと思います。

○丸山委員

鈴木遺跡について、未永く遺跡の保存を第一に考えて、活用していくためにぜひ体制を整えてほしいと思いますが、国指定になって3か月がたって、例えばメディアで取り上げられているなど、鈴木遺跡を巡る状況があれば、教えてください。

○小川文化スポーツ課長補佐

コロナの影響もございまして、当初計画しておりました集客型のイベントやシンポジウム、講演会といったものは実施できなくなってしまいました。大がかりなイベント、話題になるようなものができなかったということもあって、やはりメディア等に露出するようなことはございませんでした。

こちらから積極的に働きかけるというわけにもなかなかいきませんが、例えば、今年11月に東京都の遺跡調査研究発表会での発表の打診がありましたので、鈴木遺跡の国史跡化の取組とい

うことで、報告させていただくことにいたしました。また、現在開催中ですが、発掘された日本列島2021という、全国規模の新たな考古学的な知見や発見について、報告する展覧会が現在、両国の江戸東京博物館で開催されていますが、そちらの史跡百周年という企画で、新たに指定された鈴木遺跡について紹介したいという文化庁からの打診についても、全面的に協力させていただくことにいたしました。あるいは専門的な雑誌にはなりますが、旧石器学会のニューズレターに、鈴木遺跡の国史跡化の取組ということで、4ページほど載せさせていただくという形で、地味ですが、少しずつでも知っていただく機会を設けるようにしたいと思っております。

西東京市の下野谷遺跡や、千葉県酒々井町の墨古沢遺跡、最近指定を受けたところで行いました史跡指定関連のイベントに足を運んで、どういうことをやっているかを見て、鈴木遺跡でも同様に行うことを考えていたのですけれども、予想外の事態になって、それが全部できませんでした。ただ、酒々井町では、1周年記念のイベントをやりましたので、指定何周年という形をもって、このコロナ禍がある程度収束した段階で盛り上げていくようなことは検討したいと思っております。

○丸山委員

地道な活動ですけれども、よろしくお願いします。

先ほどの公民館のアンケートでも、実際に受講したい講座で日本史であるとか、小平市について、歴史・市政・施設など、興味がある人がたくさんいるので、公民館などの施設でも、ぜひ活動してほしいと思います。

○古川教育長

では、以上で事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項) (議案)

○古川教育長

次に議題でございますが、協議事項(1)令和3年度小平市立中学校教科用図書採択に係る調査要領について及び、議案第7号、令和4年度使用中学校教科用図書採択に係る調査方針については、関連する議案ですので、これらを一括して議題といたします。

説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

協議事項(1)令和3年度小平市立中学校教科用図書採択に係る調査要領について及び議案第7号、令和4年度使用中学校教科用図書採択に係る調査方針についてを説明いたします。

本件は、本年度の中学校教科書の採択に係る調査に当たり、小平市教育委員会としての方針及び要領を定めるものでございます。

はじめに、今回の採択に当たっての特徴的な状況について説明いたします。

現在、中学校で使用している教科書は、令和3年度から令和6年度まで使用するという形で採択をしております。

なお、採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこととされています。今回、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書が、社会科歴史的分野において、1者ございます。

社会科歴史的分野の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書、または新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えをすることは可能でございます。

採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきであり、今回、新たに発行されることとなった教科書について、調査する必要が生じました。

このような状況を踏まえ、小平市教育委員会といたしましては、前回の調査研究資料に基づいた報告書を活用し、また所見を参考にしたいと考えております。

お諮りする調査方針及び調査要領は、このような考え方を基調として作成したものでございます。

続いて、調査方針及び調査要領それぞれの詳細につきまして、説明をいたします。

はじめに、議案第7号、令和4年度使用中学校教科用図書採択方針についてを説明いたします。令和4年度使用中学校教科用図書採択に係る調査方針をご覧ください。

この方針では、小平市教育委員会は次の点に留意して、令和4年度使用の教科用図書の採択の調査を行うものとしたしました。

1、教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえて行うこと。2、生徒及び地域の実情に十分配慮すること。3、小平市立中学校において現在採択している発行者に係る所見を踏まえつつ、令和2年度使用採択における調査研究資料を活用して行うこと、の3項目でございます。

次に、協議事項（1）令和3年度小平市立中学校教科用図書採択に係る調査要領について説明をいたします。資料No.9をご覧ください。

こちらは、小平市立中学校において令和4年度から使用する社会科歴史的分野の教科書の調査について、法令に基づいて必要な事項を定めたものです。

内容としましては、「第1目的」「第2調査組織及び職務」「第3調査時期」「第4調査する教科書」「第5その他」から構成されております。

第2の調査組織及び職務においては、（1）で調査に当たっての教育委員会の職務を明確にしております。

（2）では、教科書の調査研究は、既に採択された教科書を使用しており、1種目1者の追加であることから、簡易的に行うこととし、小平市立中学校教科等研究会社会科部会が行うことを定めております。

この場の協議にて、委員の皆様のご了解をいただけましたら、この要領に沿って、今後の事務手続を進めてまいります。

なお、追加の所見に関する資料につきましては、7月の定例会の際にお配りする予定でございます。

ます。

7月定例会におきましては、これらの資料に基づき、ご協議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○古川教育長

では、このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町教育長職務代理者

新たに採択の検討をするという意味合いは分かりました。調査要領と調査方針というのがあって、それぞれの関連ですけれども、この要領で見ると限りでは、議案として出されているこの調査方針を決定するというのは、要領の第2の(1)に書かれています調査方針ということの理解でよろしいでしょうか。

○国富教育指導担当部長

この方針に基づいて、この要領において進めていくと考えています。

○三町教育長職務代理者

分かりました。この調査方針の内容を読みますと、1の教育委員会の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、専門的な調査研究を行う。これは取りあえず、新たに1者だけを行うという方針だと理解しました。その調査する視点として生徒及び地域の実情に十分に配慮するというのも、調査項目の中で、子どもの状態、状況に配慮したもので調査を行うと理解しました。

3については、昨年度調査した資料はそのまま使い、改めてこれを加えてという理解でよろしいですか。

○国富教育指導担当部長

そのとおりでございます。

○三町教育長職務代理者

分かりました。昨年度調査して1者に絞り込んだが、また今回出されたため、それと比較するというのは少し筋が違ふと思います。ここで言う2年度採択調査研究の資料というのは、今年から使用している教科書の調査研究資料のみで、それと、今回出てきたものを参考にしながら我々が決めるという方針でいいのではないかと考えているのですが、よろしいでしょうか。

○国富教育指導担当部長

そのとおりでございます。昨年度ご協議いただき、決定いただいた現在採択している教科書の資料もここで活用していただくという方針で考えています。

○古川教育長

委員の皆様、それでよろしいですか。

○三町教育長職務代理者

分かりました。そういう方向でぜひ進めていただければと思います。

○古川教育長

確認ですが、今使っているものと新しいものと、2者の比較にさせていただくということで、よろしいですか。

－はいの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

では、討論を終結します。

先に、議案の採決を行います。

議案第7号、令和4年度使用中学校教科用図書採択に係る調査方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）令和3年度小平市立中学校教科用図書採択に係る調査要領について、このことにつきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認めます。

以上で協議事項（1）及び議案第7号を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公

開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

では、ここで休憩したいと思います。15時50分まで休憩いたします。

午後3時34分 休憩